

○出資金運用委員会規程

平成11年 5月27日

達第981号

(設置)

第1条 日本育英会職制第23条の規定に基づき、本部に出資金運用委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の職務)

第2条 委員会は、出資金の安全確実かつ効率的な運用に関する審議を行う。

(委員会の組織及び委員の任命)

第3条 委員会は、委員長1人、委員若干名をもつて組織する。

- 2 委員長は、理事長をもつてこれに充てる。
- 3 委員は、理事及び職員の中から理事長が命ずる。

(幹事及び副幹事の設置等)

第4条 委員会には幹事及び副幹事を置くことができる。

- 2 幹事及び副幹事は職員の中から理事長が命ずる。
- 3 幹事及び副幹事は出資金の運用に関する必要な資料の作成等を行い、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、会務を掌理し、会議の議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(委員会の招集)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、経理部主計課が担当する。

(雑則)

第8条 この規程の施行に関し、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規程は、平成11年5月27日から施行し、平成11年4月1日から適用する。